

SMBC Linker 利用規定 (2025 年 11 月改定)

SMBC Linker 利用規定 (以下、「本規定」といいます) は、株式会社三井住友銀行 (以下、「当行」といいます) がお客さまの外国為替取引にかかる業務の効率化・高度化に向けて提供する「SMBC Linker」(以下、「本サービス」といいます) の利用に関して定めたものです。第 2 条第(1)項に定める当行所定の申込その他の手続を行った法人または個人事業主について、当行が本サービスの利用を承諾し当行所定の手続 (以下、かかる手続が完了した法人または個人事業主を「契約者」といいます) を行い、本サービスを提供するに際しては、契約者および当行間において本規定が適用されるものとします (なお、契約者および当行間において締結される本規定による本サービスの利用に関する契約を、以下、「本契約」といいます)。

第1条 本サービスの内容・定義等

(1) 本サービスの内容

本サービスには、端末 (第(3)項に定義します) を用いた契約者からの依頼に基づいて行う以下のサービスがあります。

- ① 貿易取引情報管理サービス
- ② 外国為替取引用データ作成支援サービス
- ③ その他当行所定のサービス

なお、当行は以上のサービスの内容を本規定の変更を伴わない範囲で、契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。

(2) 利用条件

本サービスは、以下の利用条件を充足する契約者のみ利用できるものとします。

- ① 当行との間において法人向けインターネット窓口「ValueDoor」(以下、「ValueDoor」といいます) にて提供するサービスの利用に関して定めた「ValueDoor 利用規定」および法人向けインターネット外国為替取引サービス「三井住友銀行の Global e-Trade サービス」(以下、「Global e-Trade サービス」といいます) にて提供するサービスの利用に関して定めた「三井住友銀行の Global e-Trade サービス利用規定」(以下、「Global e-Trade サービス利用規定」といいます) による契約が適法かつ有効に締結され、存続していること
- ② その他本サービスの利用のために当行が必要と認める条件

(3) 利用環境

インターネットに接続されている等当行所定の環境を備えた端末 (以下、「端末」といいます) を占有・管理する契約者に限ります。但し、当行所定の環境が備わっていても、契約者個別の設定がなされている場合等の事情により利用できないことがあります。

(4) 利用可能な取引の範囲

本サービスは、日本国内における取引に関してのみ利用できるものとし、海外からは利用できないものとします。

(5) サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は、当行所定の取扱日・取扱時間内とします。但し、当行は、この取扱日・取扱時間を事前に通知することなく変更する場合があります。

(6) 契約料および取扱手数料

契約者は、本サービスを無償で利用できるものとします。

第2条 本サービスの申込その他の手続

(1) 申込方法

本サービスを利用するためには、本規定の各条項を認識し了承の上、当行所定の様式の申込書に当行所定の事項を記載の上、当行所定の方法により当行に提出すること、ValueDoor 利用規定第 7 条に定める Web 申込その他の当行所定の手続（以下、「本サービス申込等手続」といいます）を行う必要があります。

当行が本サービス申込等手続を受け付け、本サービスの利用を承諾し、当行所定の手続を行った時点において、契約者は、本規定に従い本サービスを利用できることになるものとします。

なお、本サービス申込等手続がなされた場合であっても、当行の判断により本サービスの利用を承諾しないことがあります。かかる当行の判断について何ら異議を述べることはできないものとします。

本サービスを利用できる契約者は、法人および個人事業主のお客さまに限ります。

本サービス申込等手続が当行所定の方法によりなされた場合には、当行は、正当な権限を有する者により適法かつ有効に本サービス申込等手続がなされたものと認めることができるものとし、契約者は、本サービス申込等手続後に行われた本サービスの利用その他一切の取引について、正当な権限を有する者により適法かつ有効になされたものとして、その責任を負うものとします。

外国為替及び外国貿易法第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者に該当するお客さまは、当行所定の書類を当行宛に提出する等当行所定の手続を行い、当行がかかる手続を受け付け、本サービスの一部の利用を承諾した場合に限り、当該本サービスの一部のみ利用できるものとします。

また、契約者は、本サービスの利用にあたり、ValueDoor の利用を開始し、ValueDoor の管理専用 ID および本サービスを利用させる利用者毎に利用者 ID を取得しておく必要があります。ValueDoor の利用にあたり、ValueDoor 利用規定（ValueDoor 追加認証を利用する場合には、ValueDoor 追加認証にかかる利用規定を含みます。以下同じ）が適用されるものとします。なお、本規定に「管理専用 ID」と記載のある場合については、特に定めのない限り、ValueDoor 利用規定第 6 条に定める「管理専用 ID（副）」を

含むものとします。また、本規定に「利用者 ID」と記載のある場合については、特に定めのない限り、ValueDoor 利用規定第 6 条(5)に基づき当行所定の方法により本サービスの利用権限を付与された管理専用 ID および管理専用 ID（副）を含むものとします。

(2) 利用する本サービスの選択

当行が提供する本サービスの内容は、本サービス申込等手続に沿ったものとなります。契約者が利用する本サービスの内容を変更する場合には、契約者は、当行に対して必要事項を当行所定の方法により届け出るものとします。

(3) 利用者の権限設定

- ① 本サービスの利用開始にあたっては、契約者は、ValueDoor の管理専用 ID（または管理専用 ID（副））にて当行所定の方法により本サービスを利用する利用者 ID 毎に利用権限を設定するものとします。なお、当行所定の一部の利用権限については、管理専用 ID（または管理専用 ID（副））により利用権限の設定を行うのではなく、申込書または管理専用 ID（もしくは管理専用 ID（副））にて当行所定の方法により権限設定を認められた利用者 ID により権限設定を行うものとします。
- ② 利用権限の変更についても、前号に定める権限設定と同様の方法により行うものとします。

第3条 本人確認

(1) 本人確認手段

本サービスの利用にあたっては、ValueDoor 利用規定に定める当行所定の ValueDoor 認証を本人確認手段として利用するものとします。但し、資金移動を伴うサービスでの承認手続等当行所定の手続を行う際には、ValueDoor 認証に加え、当行所定の ValueDoor 追加認証の利用も必要となる場合があります。

(2) 本人確認手続

本サービスの利用にあたっては、ValueDoor 認証の利用によりログインするものとし、ログインした時点においてまず本人確認を行います。本人確認方法は、ValueDoor 利用規定に定める当行所定の本人確認方法が適用されるものとし、当該方法により本人確認がなされた場合には、当行はその後の本サービスの利用その他一切の取引が正当な権限を有する者によるものと認めることができるものとします。

(3) ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、IC カード等の管理

- ① ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、IC カードその他の本人確認に必要なものは、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵を第三者に一切開示しないものとします。
- ② ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、IC カードその他の本人確認手段について偽造、変造、盗用その他不正使用のおそれがある場合には、契約者は当行に対して直ちにそれらの変更等その他の当行所定の手続を行うものとします。

第4条 提供サービス

(1) 貿易取引情報管理サービス

① 貿易取引情報管理サービス

貿易取引情報管理サービスとは、契約者が占有・管理する端末による依頼に基づいて行う以下の各サービスをいうものとします。

ア. 債権・債務情報の管理

契約者が有する債権・債務にかかる情報のうち当行所定の範囲・内容の事項を当行所定の方法により登録、入力、掲載等すること、当該情報を当行所定の範囲で抽出、集計、並べ替えその他の当行所定の方法により編集すること等により当行所定のシステム上において管理することができるサービス

イ. 為替予約取引情報の管理

契約者が有する為替予約取引にかかる情報のうち当行所定の範囲・内容の事項を当行所定の方法により登録、入力、掲載等すること、当該情報を当行所定の範囲で抽出、集計、並べ替えその他の当行所定の方法により編集すること等により当行所定のシステム上において管理することができるサービス

ウ. 債権・債務情報および為替予約取引情報の紐付け等

契約者が有する債権・債務にかかる当行所定の範囲・内容の情報と契約者が有する為替予約取引にかかる当行所定の範囲・内容の情報とを当行所定の方法により当行所定のシステム上において関連させた上で一覧化すること、当該関連させた情報の対応状況にかかる当行所定の様式のデータを当行所定の方法により当行所定のシステム上において作成することその他の当該データについて当行所定の方法による措置、対応等を行うことができるサービス

② 貿易取引情報管理の方法

契約者は、前条第(2)項に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において、契約者が有する債権・債務および為替予約取引にかかる情報のうち当行所定の範囲・内容の事項を当行所定の方法により登録、入力、掲載等することその他の当行所定の操作を行うものとします。

③ ご留意事項

貿易取引情報管理サービスの利用にあたり、契約者は、自己の費用および責任において当行所定の事項を登録、入力、掲載等します。なお、当行は、当該登録等された事項にかかる情報の真実性、正確性、完全性、最新性について保証せず、当該登録等された事項にかかる情報の真実性、正確性、完全性、最新性等に起因または関連して契約者に生じた損害、損失、費用等について、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。

(2) 外国為替取引用データ作成支援サービス

① 外国為替取引用データ作成支援サービス

外国為替取引用データ作成支援サービスとは、契約者が占有・管理する端末による依頼に基づいて行う以下の各サービスをいうものとします。

ア. 外国為替取引の必要額等の算出支援

契約者が有する債権・債務のうち為替予約取引その他の外国為替取引を要するものについて、契約者が希望する為替予約取引その他の外国為替取引の金額、通貨、レートその他の取引条件等にかかる情報を当行所定の方法により登録、入力、掲載等の上、当該登録等された金額、通貨、レートその他の取引条件等を当行所定の方法により当行所定のシステム上において集計等することができるサービス

イ. 外国為替取引用データの作成支援

契約者が希望する為替予約取引その他の外国為替取引の実行のために当行所定の方法により登録、入力、掲載等した情報を基に、当該外国為替取引の実行のための当行所定の様式のデータを当行所定の方法により当行所定のシステム上において作成し、当行所定の方法により出力すること等ができるサービス

② 外国為替取引用データ作成支援の方法

契約者は、前条第(2)項に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において、為替予約取引その他の外国為替取引の取引条件等にかかる情報のうち当行所定の範囲・内容の事項を当行所定の方法により登録、入力、掲載等することその他の当行所定の操作を行うものとします。

③ ご留意事項

外国為替取引用データ作成支援サービスの利用にあたり、契約者は、自己の費用および責任において為替予約取引その他の外国為替取引の取引条件等を検討の上、当行所定の事項を登録、入力、掲載等します。なお、当行は、当該外国為替取引の取引条件等の合理性、相当性等および当該登録等された事項にかかる情報の真実性、正確性、完全性、最新性について保証せず、当該外国為替取引の取引条件等の合理性、相当性等または当該登録等された事項にかかる情報の真実性、正確性、完全性、最新性等に起因または関連して契約者に生じた損害、損失、費用等について、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。

第5条 業務委託

当行は、当行が任意に定める第三者（以下、「業務委託先」といいます）に、本サービスの提供のためにまたはこれに付随しもしくは関連して当行が必要と認める範囲において、本サービスの管理運営、本サービスにかかるシステムの保守点検、お問い合わせ（苦情対応等を含みます）の窓口等の業務を委託することができるものとします。

第6条 権利帰属等

本サービスを構成しまたは本サービスに付随しもしくは関連する有形および無形の著作物その他の知的財産（ソフトウェア、データ、画像、テキストその他のコンテンツを含みます）にかかる著作権、特許権、特許を受ける権利、商標権その他の知的財産権その他一切の権利は、当該権利の保有者である当行または当行が利用許諾を受けている第三者に帰属します。なお、本契約に基づく本サービスの利用は、当該権利についての利用許諾その他の権利または権限の付与を意味するものではありません。

第7条 情報管理

(1) 当行による情報の利用

当行は、以下の目的のため、契約者が本サービス申込等手続に際して当行に提供した情報、契約者が本サービスの利用にあたり登録、入力、掲載等した情報その他の契約者が本サービスの利用のためにまたはこれに付随しもしくは関連して当行に開示または提供した一切の情報および契約者による本サービスの利用に起因または関連して当行が取得した契約者による本サービスの利用状況、利用頻度、当行のシステム環境への負荷その他の契約者による本サービスの利用に関するデータ（以下、「登録等情報」といいます）を利用することができ、契約者は、あらかじめこれに同意します。

- ① 本人確認、本サービスの提供可否の検討または本サービスの提供の目的
- ② 本サービスの維持、管理その他の本サービスの運営上当行が必要と認める業務の遂行の目的
- ③ 本サービスにかかる品質、機能、操作性等の維持および向上（追加的機能の開発を含みます。以下同じ）の目的
- ④ 本サービスに関連するサービスの開発、提供または品質、機能、操作性等の維持および向上の目的
- ⑤ 本サービスの利用にかかる統計の取得その他の本サービスの利用状況の分析および調査の目的
- ⑥ SMBC グループが提供するサービス一般にかかる品質、機能、操作性等の維持および向上の目的
- ⑦ 前各号に掲げる目的に付随または関連する目的

(2) 第三者に対する開示等

当行は、本サービスの提供のためにまたはこれに付随しもしくは関連して以下の者に登録等情報を開示または提供することができ、契約者は、あらかじめこれに同意します。当行は、第①号または第④号に掲げる者に登録等情報を開示または提供する場合には、当該開示または提供する登録等情報が適用ある法令等に従い適切に取り扱われるよう万全の措置を講じるものとします。

- ① 当行または株式会社三井住友フィナンシャルグループの役職員
 - ② 法令等または行政当局の命令もしくは要請により登録等情報の開示または提供が必要となる場合（当局検査において登録等情報の開示または提供を要請される場合および法令等または行政当局の命令の遵守のために登録等情報を開示または提供する必要がある場合を含みます）において登録等情報の開示先または提供先となる者
 - ③ 弁護士等法令等上守秘義務を負う外部専門家
 - ④ 前各号に掲げる者のほか、当行が本サービスの提供のためにまたはこれに付随しもしくは関連して必要と認める第三者（業務委託先を含みます）
- (3) 契約者による利用許諾等
- ① 契約者は、登録等情報について、当行または前項第①号もしくは第④号に掲げる者（以下、「規定許諾先」といいます）に対し、第(1)項各号に掲げる目的のために必要な範囲内において、複製、改変その他の態様による利用を全世界的、無期限、非独占、無償、再利用許諾可能、譲渡可能および撤回不能の条件において許諾し、かつ、規定許諾先による当該利用が禁止されないことを確認します。
 - ② 契約者が前号の利用許諾を行うために必要な権限を有しない場合には、当該権限をあらかじめ権利者より取得します。
 - ③ 契約者は、登録等情報について、規定許諾先および規定許諾先から権利を承継したまたは許諾された者に対し、著作権人格権その他の人格権を行使せず、かつ、登録等情報にかかる権利者に当該人格権を行使させないものとします。
- (4) 登録等情報の保存等
- ① 登録等情報のうち契約者が本サービスの利用にあたり登録、入力、掲載等したものは、業務委託先のうちクラウドコンピューティングサービスを提供するものが管理および運営するクラウド環境下にある保存領域において保存および蓄積されます。
 - ② 契約者が本サービスの利用にあたり登録、入力、掲載等した情報について、当行は、バックアップを行う義務を負わないものとし、契約者は、自己の費用および責任において、バックアップを確保するものとします。
 - ③ 本契約が第 11 条第(1)項または第(2)項の規定による解約、第 12 条の規定による本サービスの全部の廃止その他の理由により効力を失った場合には、当行は、契約者に通知することなく登録等情報を削除できるものとし、契約者は、あらかじめこれに同意します。
 - ④ 当行は、登録等情報を慎重かつ適正に管理し、その保護のために必要な措置を適切に講じるよう努めるものとします。

第8条 個人情報

(1) 個人情報の取得・開示

契約者は、登録等情報に氏名等の個人情報が含まれる場合には、当該個人情報の取扱いについて、当該個人情報にかかる本人をして登録等情報その他の契約者にかかる情報の利用目的および取扱方法を規定する本規定における条項ならびに当行プライバシーポリシーの内容を認識させた上で、当該個人情報にかかる本人からの同意の取得その他必要な一切の措置を行うこととします（なお、当行は、契約者から提供された個人情報について、当該個人情報にかかる本人からの同意の取得その他の必要な一切の措置が行われた上で提供されたものと取り扱います）。

(2) 個人情報の利用目的

当行は、「お客様の個人情報の取扱いについて」(https://www.smbc.co.jp/privacy_smbc/kojin_1.html)に定める利用目的のほか、前条第(1)項各号に掲げる目的のため、本契約の締結の申込みもしくは本サービスの利用のためにまたはこれらに付随しもしくは関連して当行に提供された氏名等の個人情報を利用することができ、契約者は、あらかじめこれに同意し、当該個人情報にかかる本人からの同意の取得その他の必要な一切の措置を行うものとします。

第9条 免責事項

(1) 本サービスにより提供する情報等

当行は、本サービスにより提供する情報その他の成果物の真実性、完全性および正確性を保証するものではなく、それらを確認する義務を負うものでもありません。本サービスにより提供する情報その他の成果物が実際の業務および市場動向と異なる等の事実があっても、これらに起因または関連して契約者に生じた損害、損失、費用等について、当行に故意または重過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(2) 本人確認手段の不正使用等

第3条第(2)項に定める本人確認手続を経た後に行った一切の取引について、当行は正当な権限を有する者による適法かつ有効な取引と認めることができるものとし、ValueDoorID、ValueDoorパスワード、ダウンロードID、初期パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、ICカードその他の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があったとしても、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(3) 通信手段の障害等

通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットおよびコンピュータ等の障害等当行の責めに帰することができない事由により、本サービスが利用不能となりまたは本サービスの取扱いが遅延したとしても、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(4) 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセ

ス等当行の責めに帰することができない事由により、ValueDoorID、ValueDoor パスワード、初期パスワード、電子証明書、秘密鍵その他の本人確認手段、取引情報等が漏洩したとしても、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(5) 記録の保存

本サービスを通じてなされた契約者および当行間の通信の記録・電子文書等は、当行所定の期間に限り、当行所定の方法・手続により保存するものとします。当該期間経過後は、当行がこれらの記録・電子文書等を消去したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(6) 情報の開示

法令、規則、行政庁の命令等により本サービスにかかる情報の開示が義務付けられる場合（当局検査を含みます）には、当行は、契約者の承諾なく当該法令・規則・命令等の定める手続に基づいて情報を開示することがあります。当行が当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(7) その他

- ① 当行は、契約者に対し、所定のブラウザソフトの内容、状態、機能、作用等について何らの保証をするものではありません。
- ② 当行は、契約者に対し、本サービスへの接続、利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。
- ③ 当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことについては、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。なお、当行に故意または重過失がある場合を除き、当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、当該事由に起因して現実が発生した直接損害に限るものとし、当行は、逸失利益、間接損害、特別損害その他契約者に生じる直接損害以外の一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。
- ④ 本規定の他の条項にかかわらず、災害、事変、裁判所等公的機関の措置、通信業者その他の第三者のあらゆる誤った取扱い等、当行の責めに帰することができない事由により、当行が本サービスの提供を行うことができず、もしくは本サービスを誤って提供し、または当行による本サービスの提供が遅延したとしても、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。
- ⑤ 当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、契約者が本サービスを契約者自身が占有・管理する端末により利用しなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

第10条 通知等

(1) 連絡先の届出

当行は、本サービスの提供のためにまたはこれに付随しもしくは関連して契約者に通知

をする場合には、契約者が当行に届け出た契約者の連絡先に宛てて当行所定の方法により発信または発送（電子メールを送信する方法を含みます）するものとします。

(2) 届出事項の変更

契約者が当行に届け出た事項に変更がある場合には、契約者は、直ちに当行所定の方法により当該変更を当行に届け出るものとします。契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(3) 通知等の到着

当行は、契約者が当行に届け出た連絡先に宛てて通知を発信または発送した場合には、契約者が前項の届出を怠る等契約者の責めに帰すべき事由によりこれらが延着しまたは到着しなかった場合であっても、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第11条 本サービスの利用停止・解約等

(1) 都合による解約

契約者または当行は、その都合により、相手方に対して当行所定の方法による通知を行うことをもって本契約を解約することができるものとします。

(2) 強制的な利用停止・解約

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部もしくは一部の利用を停止し、または本契約を解約することができるものとします。

- ① 1年以上の当行が相当と認める期間、本サービスの利用がなかった場合
- ② 電子メールアドレスの相違等の事由により、当行から契約者に宛てて送信した電子メール等の連絡が不着になった場合
- ③ サイバー攻撃等により、セキュリティ上の危険が生じた場合
- ④ 第14条に従い、契約者が本規定の変更に同意しない旨を通知した場合
- ⑤ 契約者が当行との取引約定に違反した場合等、当行が本サービスの利用の停止または本契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合
- ⑥ ValueDoor または Global e-Trade サービスの利用が停止された場合（この場合、ValueDoor または Global e-Trade サービスの利用が停止された利用者 ID を利用した本サービスのみの利用を停止することができるものとします）
- ⑦ 本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が判断した場合、および犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当行が判断した場合
- ⑧ 契約者が当行に届け出た事項（本サービスに関連して届け出た事項に限られません）の全部または一部について、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当行が判断した

場合

- ⑨ 契約者が当行に預託した資産（本サービスに関連して預託した資産に限られません）の全部または一部について、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当行が判断した場合
- ⑩ 手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
- ⑪ 支払の停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立てがあった場合、または契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えもしくは競売手続開始があった場合
- ⑫ 前二号のほか、契約者の信用状態に重大な変化が生じたと当行が判断した場合
- ⑬ 解散その他営業活動を休止した場合
- ⑭ 本規定に定める届出（変更の届出を含みます）について、届出もしくは記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合
- ⑮ 相続の開始があった場合
- ⑯ 当行が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対して正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけない場合
- ⑰ 前各号に掲げる事由のほか、契約者に対する本サービスの提供を継続することが困難であると認められる相当の事由が生じたと当行が判断した場合

(3) ValueDoor 等の解約による解約

ValueDoor 利用規定または Global e-Trade サービス利用規定による契約のいずれかが解約された場合には、本契約も特段の手続を要することなく解約されるものとします。

(4) 本サービスの休止

当行は、事前に契約者に通知することなく、本サービスを休止することができるものとします。

(5) 利用停止等の効力の発生とその効果

前各項に定める利用停止、解約および休止（以下、併せて「利用停止等」といいます）のうち当行からの通知が必要なものについては契約者に通知が到着した時点において、契約者からの通知が必要なものおよび通知を必要としないものについては当行が当行所定の方法により利用停止等の処理を行った時点において、それぞれその効力が発生するものとします。利用停止等のいずれかの効力が発生した場合には、別途定める場合を除き、契約者は当該効力の発生時以降本サービスを利用することができず、また、当該効力の発生時までに完了していない本サービスにかかる処理は取り消されることがあります。

契約者は、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、利用停止等について当行に対し一切の異議を述べず、また、利用停止等に伴って生じた損害（利用停止等の処理が遅

延することに伴うものを含みます) について、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、その賠償を請求することができないものとします。

第12条 本サービスの停止・廃止

当行は、90 日前の事前の通知（当行の電子署名を付した電子データによる通知を含みます）をもって本サービスを停止し、または廃止することができます（本サービスの全部が廃止された場合には、本契約は特段の手続を要することなく効力を失うものとします）。但し、緊急やむを得ない場合には、当行は、この期間を短縮できるものとします。この場合、契約者は、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行に対し一切の異議を述べず、かつ、本サービスの停止または廃止により生じた損害について、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、その賠償を請求することができないものとします。

第13条 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、ValueDoor 利用規定により取り扱います。

第14条 規定の変更等

当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本規定の内容を変更できるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1 週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更同意しない旨の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなします。

第15条 権利・義務の譲渡・質入の禁止

契約者は、本契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入れその他の処分をしてはならないものとします。

第16条 準拠法と管轄

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく所取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2025 年 5 月制定

2025 年 10 月改定

2025 年 11 月改定